

# 主な議案

可決、同意または承認した議案から主なものをお知らせします。

## 専決処分(小平市税条例の一部を改正する条例)

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日付で公布されたことに伴い、法律と整合性を図る必要があるものについて、同日付で市長専決により条例改正を行いました。

改正内容は、①個人市民税の関係で、東日本大震災に係る雑損控除額の特例として、大規模な災害の場合等について、雑損控除等の対象となる支出の対象期間を延長する特例を追加、

②固定資産税の関係で、土地に係る負担調整措置の昨年度までの仕組みを原則3年間延長し、住宅用地に係る据置特例は経過措置を講じた上で平成26年度に廃止するものです。

そのほか、都市計画税の所要の改正、他の法令改正に伴う引用条項等の改正を行いました。

## 平成24年度一般会計補正予算(第1号)

本補正予算は、国の平成23年度第3次補正予算により緊急雇用創出事業に係る交付金が拡充されたことを受け、雇用の創出を図るとともに行政課題に取り組むための緊急雇用創出事業を追加実施するほか、本年度の当初予算編成時点では未確定であったもので、この時期に予算化を必要とする事業について補正するのが主な内容です。

9千5百6万円増額し、補正後の予算総額は5百63億7千9百6万円となりました。

なお、事業の完了年度がおくれる見込みとなった事業については、債務負担行為の補正を行いました。

## ※債務負担行為とは

予算は単一年度で完結するものが原則であるが、例外として将来にわたる支払い義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束する行為のこと。



債務負担行為により改修工事を行う予定の桜橋(市道第B-94号線)

## 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法等が改正されたことから、外国人住民が住民基本台帳に記録されることとなるため、規定整備の必要がある小平市印鑑条例、小平市手数料条例、小平市住民基本台帳カードの利便性に関する条例の3本を一括して改正したものです。

小平市印鑑条例については引用条項の改正及び削除、申請者の本人確認を行うための規定の



市民課の窓口

改正、外国人住民に係る本名のほか通称や片仮名の表記による印鑑登録を明文化しました。

小平市手数料条例については外国人登録に関する証明の規定を削除しました。

## 小平市税条例の一部を改正する条例

平成24年度の地方税制の改正に伴い、改正するものです。

①給与等の収入金額が1千5百万円を超える場合の給与所得控除額に2百45万円の上限を設ける、②特定支出控除の範囲の拡大等を行い、給与所得者の実額控除の機会を拡大する、以上①

②は平成26年度分以後の個人市民税に適用されます。③退職所得に係る個人市民税の10%税額控除を廃止する、④役員等として勤続年数が5年以下の者が支払いを受ける役員退職手当等について、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする課税措置を廃止する、以上③④は平成25年1月1日以後に支払われ

る退職手当等に適用されます。⑤個人市民税の税率の特例として、平成26年度から平成35年度までの間の各年度分の個人市民税について、現行3千円の均等割の標準税率に5百円を加算します。これは東日本大震災からの復興を目的として、平成23年度から平成27年度までの間に実施する施策のうち、全国的かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として実施するものです。

## 小平市立保育園条例の一部を改正する条例

次に市たばこ税の改正として、平成25年4月1日以後に売り渡しが行われる製造たばこから、現行千本につき4千6百18円の税率を6百44円引き上げ、5千2百62円とします。旧3級品の紙巻きたばこは現行千本につき2千90円の税率を3百5円引き上げ、2千4百95円とします。

これは法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増収や減収を調整するもので、たばこの価格に影響するものではありません。

厚生労働大臣が児童福祉施設設備及び運営等の最低基準を定めることと規定されていたものが、都道府県が条例により児童福祉施設設備及び運営の基準を定めることと児童福祉法が改正されました。このため本条例第4条中に児童福祉施設最低基準とある部分を、東京都児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例に改めるものです。

## 国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地を譲渡した場合の譲渡所得に対する特別控除が3年から7年に延長されることから、譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する附則を追加するものです。

## 保育園保育料等徴収条例の一部を改正する条例

税制改正及び児童福祉法等の改正に伴い、改正するものです。

改正内容は、①税制改正により年少扶養控除等が廃止されたことから、児童入所施設に係る負担金及び保育料の認定について、税制改正の影響が生じないよう廃止前の旧税額計算を用いて算定するよう改める、②児童福祉法の改正により障害児を対象とした事業の根拠法が整理されたことに伴い、国の通知から引用部分の表記を改める、③

## 議会人事

任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦について同意を求め、議案が提出され、次のとおり推薦することに同意しました。

小平市住居表示整備審議会委員

小野こういち議員

佐藤 充議員

立花 隆一議員

## 議案に対する各会派の賛否

### 6月定例会

(議員提出議案)

○：賛成 ×：反対 欠：欠席 ( )内は各会派の議員数 ※政和会の議員数は議長を除く数

議案番号	件名	政和(6人)	公明(6人)	フォ(4人)	共産(4人)	生ネ(3人)	虹ひ(2人)	みな(2人)	議決結果
第20号	朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

(市長提出議案)

議案番号	件名	政和(6人)	公明(6人)	フォ(4人)	共産(4人)	生ネ(3人)	虹ひ(2人)	みな(2人)	議決結果
第24号	専決処分(小平市税条例の一部を改正する条例)	○	○	○	○	○	○	○	承認
第25号	人権擁護委員候補者の推薦	○	○	○	○	○	○	○	同意
第26号	平成24年度小平市一般会計補正予算(第1号)	○	○ 欠1人	○	○	○	○	○	原案可決
第27号	住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	○	○ 欠1人	○	○	○	×	○	原案可決
第28号	公益的法人等への小平市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第29号	小平市税条例の一部を改正する条例	○	○ 欠1人	○	○	○	×	×	原案可決
第30号	小平市立保育園条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第31号	小平市保育園保育料等徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第32号	小平市国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	原案可決